

第32回大阪府環境審議会会議録

開 催 日 平成18年11月21日

開 催 場 所 たかつガーデン

第32回大阪府環境審議会会議録

開 会 午前9時30分

司会（児林補佐） 長らくお待たせいたしました。定刻になっておりますので、ただいまから、第32回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の志知からごあいさつを申し上げます。

志知環境農林水産部長 皆様おはようございます。

環境農林水産部長の志知でございます。

第32回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、御多忙のところ御出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから環境行政はもとより、府政の各般にわたり、御支援、御協力を賜っておりますことに対しまして、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日の審議会では、審議事項として諮問が2件、各専門部会での検討結果の報告が4件、本府からの報告事項が1件と多くの案件がございます。

まず、諮問につきましては、イノシシやシカによる農林業被害等を軽減するとともに、人との共存を図るため、それぞれの保護管理計画についてお諮りするものでございます。

次に、各部会からの報告でございますが、1件目は、府民の健康や生態系への影響が懸念されます有害化学物質の環境リスクの軽減や、光化学オキシダントの改善を図る揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方について。

2件目は、大阪湾の水質改善を図る化学的酸素要求量等に係る第6次総量削減計画及び総量規制基準について。

3件目は、廃棄物の減量化や適正処理を図る廃棄物処理計画の改定について。

4件目は、人と野生鳥獣の共生の確保や生物対応性の保全を図る第10次鳥獣保護事業計画につきまして、それぞれ部会から御報告をいただきますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

また、報告案件の平成17年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告は、大阪21世紀の環境総合計画の進行管理の一環として、本審議会の御意見をお聞きするものでございます。

本日の議事は、有害化学物質や水質汚濁対策、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、自然環境の保全と非常に幅広く、まさに本府が直面する環境の課題が多様化、複雑化している現状をあらわしております。本府といたしましても、これら多様化、複雑化する環境の課題を解決し、循環型社会を目指した環境都市づくりに取り組んでまいり所存でございますので、委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

司会（児林補佐） それでは、まず、前回8月に開催しました第31回環境審議会以降に、新たに委員及び臨時委員に御就任いただきました委員の御紹介をさせていただきます。

府議会議員の浦野靖人委員でございます。

続いて、臨時委員を御紹介させていただきます。近畿地方整備局長、布村委員の代理の梅村環境調整官です。

また、その他の御出席の委員のお名前は、議事次第の裏の配席表に記しておりますので、御紹介は省略させていただきます。

なお、本日の出席委員でございますが、委員定数44名のうち33名の方の御出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会は成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

（配付資料確認）

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

本日は、まず資料1 - 1及び2 - 1により、大阪府から環境審議会に諮問させていただきます。

志知環境農林水産部長 それでは、私の方から知事になりかわりまして、諮問文を交付させていただきます。

大阪府イノシシ保護管理計画の策定について（諮問）。鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第7項並びに第14条第3項において準用する第4条第3項の規定に基づき、大阪府イノシシ保護管理計画の策定等について、貴審議会の意見を求めます。

次に、大阪府シカ保護管理計画（第2期）の策定について（諮問）。鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第7項並びに第14条第3項において準用する第4条第3項の規定に基づき、大阪府シカ保護管理計画の策定等について、貴審議会の意見を求めます。

どうかよろしくお願いいたします。

司会（児林補佐） それでは、これ以降の議事につきましては、南会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

南会長 皆さん、おはようございます。

本日の本審議会、朝早くから設定せざるを得ない、皆さんの御都合でそういうことになりまして、大変朝の早くからの設定を。さらに本日は、このごらんいただきますとおり、案件が非常にたくさんございますので、いつもよりは少し長い時間をこの審議会にとりたいということと考えておりまして、その点でもスムーズな議事進行に何とぞ御協力をよろしくお願いいたしますと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず議事1及び2につきましては、ともに野生生物に関連する件でございます。あわせて審議に入らせていただきたいと思いますと考えております。

ただいまお受けしました諮問、1番目が、大阪府イノシシ保護管理計画の策定についてということと、二つ目が、大阪府シカ保護管理計画、これは第2期のものですが、の策定についてということで、事務局の方から説明をお願いします。よろしくお願いいたします。

池田動物愛護畜産課長 動物愛護畜産課長の池田でございます。

座って御説明をさせていただきます。

特定鳥獣管理計画につきましては、資料1から2がございますけれども、お手元の資料1-3、「特定鳥獣保護管理計画」についてをごらんいただきたいと思います。資料に基づきまして、この計画の内容につきまして、まず御

説明を申し上げます。

当計画につきましては、前回審議会におきまして諮問をいたしました第10次鳥獣保護計画案の中で御説明をいたしておりますけれども、野生鳥獣の著しい増加や減少による農林水産業の被害の増大、あるいは、絶滅が危惧されます場合、都道府県知事が鳥獣保護法第7条の規定によりまして計画を定めるものでございます。

資料の右側をごらんいただきたいと思います。1及び2は、今、申し上げましたとおり、目的等を都道府県が策定するということになってございます。

3の策定状況でございますけれども、現在全国42の都道府県におきまして、ごらんのニホンジカを初めといたします保護管理計画が79策定されております。

4の計画期間でございますけれども、3年から5年となっております。

5の計画の内容でございますけれども、科学的知見や合意形成に基づく明確な目標を設定することとされておきまして、個体数、生息密度や被害等につきまして目標を設定いたします。

6の達成手段でございますけれども、今、申し上げました目標達成のための具体的な手段を記載いたしております。

7及び8は、計画策定のための体制及び手続について示しております。

これら二つにつきましては、行政と関係者、住民の連携により、合意形成を図りながら進めることとしております。

それでは、イノシシとシカにつきまして、具体的な保護管理計画について御説明をいたします。裏面をごらんいただきたいと思います。

まず、左側の「大阪府イノシシ保護管理計画（案）の概要」をごらんいただきます。1の計画の策定目的及び背景でございますけれども、近年、イノシシの被害が増大しておきまして、昨年度の被害額を見ましても4,500万円、また、捕獲頭数も1,500頭を上回っております。

2は管理すべき鳥獣ですけれども、イノシシ及びイノブタも含んでおります。

3の計画期間は、上位計画でございます先ほど申し上げました第10次保護管理計画と合わせまして5カ年計画となっております。また、計画が最終年を

迎えましたときには、達成度の評価を実施いたしますけれども、この5年の期間内におきまして、捕獲や被害状況に大きな変動が生じたときは、速やかに計画の改定を行うことといたしております。

4の区域につきましては、被害額や捕獲状況を勘案いたしまして、ごらんの28市町村といたします。

5の保護管理の目標ですけれども、先ほど申し上げましたが、昨年、一昨年と被害が4,000万円台に達しております。その半減を目指すことといたしております。

6の個体数の調整に関する事項でございますけれども、捕獲を進めるため、計画期間内の狩猟期間をイノシシに限りまして、ただいま狩猟期間中でございますけれども、現在の11月15日から翌年の2月15日までを3月15日まで1カ月間延長することといたします。なお、鳥獣の捕獲には、この狩猟期間にとらわれず、年間を通じまして狩猟捕獲とは別に有害鳥獣捕獲というのがございます。府が捕獲許可を行っておるものでございます。これらの捕獲の目標頭数は、毎年度設定をすることといたします。

7の生息地の保護及び整備でございますけれども、未収穫や廃棄作物の撤去、あるいは耕作放棄地の整備によりまして、里に近づけない環境づくりを推進することとしております。

8のその他でございますけれども、被害防護さくの整備やモニタリングによりまして計画の進捗状況をチェックすることといたしております。

次に右側の大阪府シカ保護管理計画、これは第2期（案）でございますけれども御説明を申し上げます。

1の計画の策定の目的及び背景ですけれども、平成14年を開始年といたしまして、第1期計画が今年度終了いたしますけれども、依然として被害があることから、引き続き第2期計画を策定するものでございます。

3の計画期間は第1期と同様5カ年といたします。

4の地域につきましては、北摂地域に広く生息していることから、4市3町を対象といたします。これは第1期計画と変わりございません。

5の保護管理の目標ですけれども、第1期計画と同様に、平成12年度の推定

頭数2,000頭のおおむね半減を目指すことといたしております。

6の数の調整ですが、第1期計画と同様、狩猟におけるメスの捕獲制限を解除いたしまして、1人1日当たりの捕獲制限をオス1頭から、メスを含む場合は2頭と拡大することといたします。これも第1期の計画と変わりございません。なお、狩猟期間の延長につきましては、その効果や被害を十分検討いたしまして、判断することといたしております。

7の生息地の保護等でございますけれども、生息地を分断、孤立させないなど、緑の連続性に配慮した森林整備を行います。これは種の保存に観点を置いたものでございます。

8のその他の保護管理に関する事項ですけれども、被害対策の具体策などを進めることといたしております。

説明は以上でございます。

南会長　ありがとうございました。

ただいまいただいた二つの諮問に対する計画、概略、事務局から御説明いただきました。御質問、御意見などございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。この2件について、特に御質問、御意見ないようでございますので、これは審議会の条例第6条第1項第3号の規定によりまして設置しております野生生物部会で、さらに御検討いただくということでございます。そのような措置、野生生物部会の方で集中的に検討していただいて、その上で結果を本審議会で議論していただく、そういう段取りでよろしゅうございますでしょうか。

どうぞ、岸上委員。

岸上委員　府議会議員の岸上でございます。

1と2の中身にかかわっては、今、意見ないんですが。今回のこの議事ですね、六つも一遍にやられるので、資料を読み込ますのに大変に時間がかかりました。特に3番目のこの議案については、未定稿の資料しかもらえずに、今日臨んでるということがありまして、こういう点では、初めから日程、第32回審議会は今日は21日で、3番目の議案の部会というのは11月15日ですよ。そういう点では、非常な日がないうちにこういう設定をされておるとい

う点では、非常に審議会の審議内容そのものが形骸化するんじゃないかと。もっとやっぱり時間をとって、今日もこんな六つも一遍にやるんだったらね、何回に分けて審議をやられるとか、もう少し丁寧な運営をしていただかないと、これだけの資料を読んでこいということなんですけども、すごい荒っぽいなという気もしましたので、ちょっと要望だけしておきたいと思います。

南会長　　ただいま岸上委員の方から審議の進行に関して、資料が非常に多いにもかかわらず、時間的な設定、そのあたりに配慮が足りないのではないかと、という御意見でございます。

どうぞ、事務局の方。

前川地球環境課長　事務局を所管しております地球環境課の前川でございます。

今、委員、御指摘の点につきまして、もちろんそれを踏まえて十分、今後適切に対応したいと考えております。実は、たくさん委員の先生方がいらっしゃいます。一方ではやはりたくさんの方に御出席をいただくという、その点もありまして、回数については、たくさん開けるといのはなかなか厳しい状況でございますが、御指摘の、特に事前の資料送付の点につきましては、これは我々事務局の問題だと思っておりますので、日程につきましてはあらかじめ決めておりますので、今後、部会の先生の御協力も得ながら、そういう意味で、慎重かつ十分に御審議をいただけるような環境づくりに今後も取り組んでいきたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

南会長　　どうも貴重な御指摘ありがとうございました。

そのほか、御意見ございませんでしょうか。

それでは、野生生物部会の朝日部会長、何とぞよろしくお願い申し上げます。部会での御審議を経て、本審議会で改めて審議をさせていただきます。

それでは、続きまして議題の3番目、揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方についてということでございますが、これは、ことしの3月、第30回のこの審議会で、大阪府から諮問がありまして、専門的かつ幅広い見地からの検討が必要なために、専門委員も加えた部会を設置いたしまして、精力的な御審議をいただいております。ことしの8月の第31回の審議会では、部会から中間報告をいただきまして、そして今回、部会として報告を取りまとめ

ていただいておりますので、部会長の内山先生の方から御報告をまずお願いいたします。よろしく申し上げます。

内山部会長　それでは揮発性有機化合物・化学物質対策部会の部会長の内山の方から報告させていただきます。

資料3 - 1、3 - 2、3 - 3、3 - 4が部会報告の関係資料でございますけれども、資料3 - 1、A3版のものです。これが報告の概要として主な内容をまとめたものでございます。また、資料3 - 2が部会報告の本文でございます。資料3 - 3は、部会で実施いたしましたパブリックコメントの結果の概要でございます。資料3 - 4は、そのパブリックコメントの意見等の要旨と、その回答としてお示しいたします部会の考え方の資料でございます。

時間も限られておりますので、主に資料3 - 1と3 - 3で御説明していきたいと思っております。

まず、資料3 - 1、A3版のものです。右上の(参考)審議経過とありますところをちょっとごらんください。揮発性有機化合物及び化学物質対策につきましては、前回8月25日の環境審議会におけます中間報告で、1、検討の必要性、2、現状と課題、3、対策の基本的な考え方(案)を説明いたしますとともに、これらについて御審議いただいたところでございます。おおむね御了解をいただいたところでございます。その後、第5回部会でさらに検討、審議した後、第1次報告の案や概要資料を取りまとめ、パブリックコメントの募集を行いますとともに、その結果を踏まえて11月15日に第6回の部会を開催し、今回、御報告する第1次報告を取りまとめました。

なお、今回、第1次報告といたしましたのは、化学物質対策に係る排出規制の見直しといたしまして、規制対象物質とすることが適当であるとしたエチレンオキシドの具体的な規制内容について、引き続き本部会で検討するとしていることによるものでございます。

それでは、まずパブリックコメントの結果を御説明させていただきたいと思っております。資料3 - 3をごらんいただきたいと思っております。これはパブリックコメントに対する府民意見等の募集結果(概要)と書いてあるものでございます。パブリックコメントの募集は、10月3日から11月2日の1カ月間行いま

した。提出された意見は8通、項目として61件でございましたが、このうち1通につきましては、御本人が意見等の内容を公表しないことと記述してございましたので、残りの7通、意見等といたしまして58件につきましては、部会の考え方を整理するとともに、対応について検討をいたしました。

意見の分類別の件数は、この資料の3に示しているとおりでございます。

4の主な意見等の要旨と対応でございますけれども、パブリックコメント資料の部会報告案の目次に従って意見等を示しておりますが、意見の趣旨を要約いたしますと、府としての制度の必要性や関係法令との整合性などの制度に関する意見が一つ。それから、対象物質の選定や届け出制度などの対策の内容に関する意見。事業者の負担軽減措置を求める意見。大阪府と政令指定都市や中核都市との役割分担に関する御意見など、幅広い内容のものでございました。部会では、これらの意見の内容を検討いたしまして、部会の考え方をお示ししますとともに、パブリックコメントでの指摘を踏まえて報告書を修正するもの。それから、留意事項として府に指摘するものについては、意見等の後に右矢印でその旨をお示ししてございます。

意見等に対する部会の考え方の詳細につきましては、資料3 - 4にお示ししてございます。少し細かい字で恐縮ですが、2ページ目以降に先ほどの58件についての回答等をお示ししてございます。本日は時間が限られておりますので説明は省略させていただきますが、後ほどお目を通していただければと思います。

資料3 - 3にお戻りいただきますと、部会報告の修正につながった意見等は2件でございました。一つは1ページ目の下の方でございます(2)化学物質対策に関することと書いてございますところの 現行の規制物質の見直しというところにあります規制基準の遵守状況の把握のための記録・保存が必要ではないかという御意見でした。これはVOC対策、揮発性有機化合物対策で導入することを予定をしております設備構造基準の遵守徹底を図るために、処理装置の適正稼働等の状況を把握できる事項の記録保存の義務づけというものを、化学物質対策であります有害物質規制についても導入すべきではないかというものでございました。これにつきましては、部会といたしま

しても必要なことと考えましたので、報告書に追加させていただきました。

もう一つは、3ページ目をお開きいただきますと、(3)揮発性有機化合物対策に関することの中ほどにあります 新たなVOC対策の2)大規模塗装工場の規制に関する一つ目の意見でございます。これは工場全体のVOC排出量を把握し記録するとともに、個々の塗装ラインごとの排出量などの基礎資料として記録するということになっておりましたが、御意見は、複数の塗装ラインの排ガス集合処理をしている場合には、個々のラインごとの排出量を求めることはできないということでございました。したがって、そのようなケースにも対応できるように報告書を修正させていただきました。

そのほか、留意事項として指摘と書いてございます意見等がありますが、これらの意見等を踏まえまして、部会から府への指摘事項を報告書の最後に留意事項として追加してございます。なお、具体的な内容につきましては、後ほど御説明させていただきます。

資料3-1にお戻りいただきたいと思いますが、前回の中間報告では、先ほど申しましたように、1の検討の背景、2の現状と課題、3の対策の基本的な考え方等の案について御説明いたしましたが、今、申し上げましたパブリックコメントの結果を踏まえて、修正した部分も含めて、本日は主に対策の考え方や体系等について御説明させていただきたいと思っております。

3の対策の基本的な考え方というところをごらんいただければと思っております。まず、化学物質対策ですが、事業者による自主的な化学物質管理の取り組みの促進を基盤としつつ、有害性の高い物質などは、個別に環境への排出等を規制するという全体的な枠組みを踏まえた対策の基本的な方向性ということで、以下の2点でございます。

は、排出規制の見直しについてでございますが、新たに発がん性が確認されましたエチレンオキシドを規制物質に追加することが適当であると考えております。また、従来から条例で規制しております有害物質22物質のうち、発がん性の観点から規制しておりますベンゼンなどの5物質につきましては、設備構造基準を適用しているため、基準の遵守状況の把握、確認のための記録・保存を義務づけることが適当であると考えております。この二つ目の記

録・保存の義務づけということにつきましては、先ほど御説明いたしましたように、パブリックコメントの結果の御意見を踏まえて、今回追加したものでございます。

次に 化学物質適正管理促進のための新しい制度では、具体的には、大気のみならず、水、土壌への排出や廃棄物等への移動も対象とする総合的な管理制度に改善、環境リスクの観点からの対象物質の見直し、対象物質の取扱量や管理体制報告書等の届出の義務づけ、危機管理の観点から、緊急事態対処計画書や事故時の報告の義務づけ、新化学物質適正管理指針（仮称）の制定を行いまして、行政の一定の関与のもとに、事業者による管理体制の構築と、その運用による自主的な取り組みを確実に促進するために、新たな化学物質適正管理制度を整備するということが適当であると考えております。

次にVOC対策ですが、府条例に基づく対策の成果や問題点等を踏まえまして、自主的な取り組みを含む法制度との整合を図りつつ、効果的な排出抑制方策のあり方について検討しました結果、今後の対策の基本的な方向性を次の四つにまとめております。

のVOCを排出する施設や工場の規制についてでございますが、条例の規制対象や基準等は現行のままといたしまして、規制基準の遵守状況の把握・確認のため、必要事項の記録・保存を義務づけることが適当であると考えております。

の工場・事業場以外の発生源対策につきましては、従来は要綱で定められていましたタンクローリーの蒸気返還接続装置の設置を新たに義務づけることなどが適当であると考えております。なお、蒸気返還接続装置と申しますのは、タンクローリーからガソリンスタンドのタンクにガソリンを給油する際に発生するガソリン蒸気を、環境中に放出せずにタンクローリーに戻すというための装置でございます。

化学物質適正管理制度を活用した自主的取り組みの促進につきましては、上記の化学物質適正管理の対象物質にVOCを加えまして、自主的取り組みを促進することが適当であると考えております。

のVOCに係る大気汚染緊急時措置につきましては、光化学スモッグ注意

報等の発令時に、法規制対象工場や条例の届出工場であります大規模な発生源に対しまして、VOC排出抑制の協力要請を規定することが適当であると考えております。

次に、化学物質と揮発性有機化合物対策の総合的な体系について御説明いたします。資料3-1の裏面をごらんいただきたいと思います。ここでは化学物質対策と揮発性有機化合物対策について、それぞれの主な対策を規制的手法や自主的取り組み、施策の進行管理等に分類し、その体系を示してまいります。また、これらの対策を推進するためには、事業者になたな義務が生じることから、法的位置づけが明確な条例による制度化が適当であると考えております。部会といたしましては、これらの対策が総合的に推進されることにより、化学物質による環境リスクの管理、低減が進むとともに、VOC排出削減により光化学スモッグの発生状況の改善などが進むことを期待しております。

それでは、先ほど申しましたパブリックコメントの結果を踏まえた留意事項についてでございますが、資料3-2の本文の23ページをごらんいただければと思います。これが中間報告以降に新たに起こした項目でございます。これは先ほど説明いたしましたパブリックコメントの結果や、これまでの部会での審議を踏まえまして、この報告書に取りまとめた対策の推進に当たりまして、部会から大阪府への指摘事項を留意事項として追加してございます。

具体的には三つの項目がございますが、一つ目は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律や大気汚染防止法のVOC対策について、その施行状況や見直しの動向を注視し、府の制度についても適切な時期に点検や見直しを行う必要があるということでございます。

二つ目は、対策を効果的に実施するためには、事業者や府民の幅広い理解と協力が必要であることから、わかりやすい形での情報提供や周知、啓発並びに対策マニュアル等の作成など、事業者負担の軽減に努める必要があるということでございます。

三つ目は、各種届出等で得られました情報につきましては、対策の進行管理への活用に加えまして、排出量の集計結果等を公表し、府民や事業者の理解

の増進に努めるとともに、個々の企業情報については、企業秘密等に十分配慮しつつ、情報公開に努める必要があるということでございます。

以上が第1次報告に関する御説明ですが、最後に今回の第1次報告で引き続き検討することといたしておりますエチレンオキシドの規制内容の検討につきまして、大まかなスケジュールを説明させていただきたいと思っております。

エチレンオキシドは、主に合成原料や滅菌剤等に利用されておりますが、人に対する発がん性が確認されたことから、規制物質に追加することとしたものでございます。検討すべき規制内容といたしましては、規制対象施設、従来はこの制度は製造業が主な対象業種でございましたが、その規制対象施設を製造業以外の業種に幅を広げる可能性ということもございまして、その規制対象施設や規制基準、さらに既に設置されている施設に対する経過措置というものが必要でございます。

現在これらを検討するため、事業所や施設における使用状況や対策技術などについて、事務局で実態把握等を行っているところでございまして、その結果を踏まえて、今年度内に部会を開催いたしまして、規制内容について検討をする予定にしております。その後、規制内容につきましてパブリックコメントを実施いたしました上で、来年の5月下旬ごろに部会を開催いたしまして、第2次報告を取りまとめて、環境審議会に報告する予定としております。

以上で、揮発性有機化合物、化学物質対策部会の第1次報告の御報告とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

南会長　　どうも内山委員、ありがとうございました。

本年3月の諮問以来、部会におかれましては大変精力的に御検討いただきまして、今のような報告を取りまとめていただきました。内山部会長初め委員の皆様方に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

本案件につきましては、8月の審議会で既に中間報告について御審議いただきまして、その後、府民の意見も募集して、そして、ただいまのような御説明になったということでございます。

先ほどの岸上委員の御指摘は、これに関連したもので、資料3-1をござらん

いただきますと、ともかく、こういうスケジュールですずっと審議してこられて、最終11月15日、そして本日の審議会、さらには条例を制定していただく、そういう非常にタイトなスケジュールの中でございますので、ある程度の御寛恕をお願いできればというふうに改めて思う次第でございますが、ただいまの内山部会長からの御説明に対して御質問、御意見ございましたらお願いしたいと存じます。

どうぞ。

岸上委員 資料3-1のVOC対策なんですけど、府域におけるVOC排出量が平成2年度に年間12万トン、これが16年度に7万5,000トンに37%減ったと。にもかかわらず、光化学スモッグの発生状況や光化学オキシダント濃度は改善されておらず、原因物質の一つであるVOCの排出抑制の徹底というふうに課題として挙げられてるんですね。そのことと、この右の方のVOC対策で、その条例の規制対象や基準等については現行のままとした。そして、規制基準の遵守状況の把握・確認のため、必要事項の記録・保存を義務づける。だから、この37%減ったにもかかわらず、この光化学スモッグの発生とか光化学オキシダントの改善がされていないため、この37%をもっと減らす必要があるのか、どうもこの対策と書かれてるところを見ますと、そうでもないのかなと。それで、私も同じようなパブリックコメントを出しておられる方がおられて、この資料3-4の15ページに書いてますね、意見等の要旨と。そこにも、これの回答がまた非常にわかりにくいんですよ。肯定したり否定したりということがありまして、この辺をもう少しわかりやすく説明いただければなというふうに思います。

内山部会長 VOC対策につきましては、大阪府は国より先行して始めていたということは御存じのとおりでございます。その結果、以前と比べまして37%ぐらいの減があるということでございます。そこで、その光化学オキシダントの関連でございますけれども、ここに書いてございますように、主に関東地方では、最近光化学スモッグ注意報の発令状況ですとか、それから、そのときの高濃度の光化学オキシダントが再び出現しているということがございます。それに比べますと、関東地方と比較して大阪府は国に先行してV

OC排出量の削減を努力していた等のことと関連あると考えておりますけれども、光化学オキシダントは少なくとも、最近もスモッグの注意報の発令回数は増えてはいない。そして、その発令する時間でございますけれども、だんだんこれは太陽の紫外線が強くなってきた昼過ぎからオキシダント濃度が上がってくるわけですが、その発令までに至る時間が少しずつ遅くなってきているということは、同じ発令回数1回といたしましても、ある程度VOC削減の一定の効果はあったということだろうと思います。ただし、まだその発令回数が減るまでには至っていないということで、もう少しさらに御努力をいただいて、これらのVOC対策を進めていきますと、この発令回数もさらに減少させることができるのではないかと。これを一応の目標にしております。

それから、パブリックコメントでも御指摘ありましたように、じゃあ、シミュレーション、何パーセント減らせればどれだけ減るのかというシミュレーションができないのかという御指摘もございました。これは部会でも相当議論をいたしましたけれども、この回答にも書いてございますように、なかなかこの数値シミュレーションにつきましては、その同じ15ページの今後のVOC対策の方向で、番号3-2というところのシミュレーションができていないのではないかと、それによって数値目標が出せないのかという御指摘をいただきました。これに関しましては、そこに回答いたしましたように、非常にこの数値シミュレーションにつきましては、広域的な情報が必要でございます。なかなか大阪府だけを対象にしたシミュレーションというものは、定量的に削減目標を設定するまでの制度というのはなかなか得がたいということで、今回はその光化学スモッグ注意報の発令回数を減らすために、じゃあ、どういうことを指標にしたらいいかということで、まず一つは発令時刻が遅くなるようにする。それから、その発令されたとしても、最高濃度が低くなるようにする。そして、それが発令回数を減らすことにつながっていくという定性的なことをまず指標として見ていこうということです。そのためには、既にもう37%減少しておりますので、さらにこういうことをやりなさいというのは、なかなか今まで何もやっていなかったところに比べると厳し

いものがあるということで、今回の制度ということになったということです。
岸上委員 一つだけ、規制対象や基準は現行のまま。規制基準を遵守状況の把握・確認のために必要事項を記録・保存を義務づけると。その結果として、この削減がさらに進むということではないんですか。

内山部会長 それを期待しております。自主管理をさらに進めていただきまして、それをさらに遵守していただくということによって、さらに今現在もう37%を切りますが、それをさらに減らすことによって、発令回数が減っていくのではないかと期待しております。

岸上委員 そうしますと、平成2年度から14年間たって37%減ったということは、当初の目標と比べるとどういう評価なんですか。

内山部会長 これは事務局の方、数値、何かございますでしょうか。

葉山環境保全課長 環境保全課長の葉山でございます。

VOC対策につきましては、設備構造基準を導入いたしまして規制を加えたわけでございますが、削減目標量というものは、明確な数値上で打ち出したわけではございませんで、こういう設備を設置すれば、順次、炭化水素類の削減が進むということで、処理施設の設置を義務づけてございます。

南会長 よろしゅうございますでしょうか。この問題、VOCと光化学スモッグの1対1の対応ということがなかなか考えにくい。結局、光化学スモッグがなぜ発生するかということ、これは非常に難しいし、しかも大阪府だけとした系として、解決策、シミュレーションができないというような、そういうこともあって、せっかくVOCが、今、岸上委員の御指摘のとおり37%減っているのに、光化学スモッグは減らないのではないかと、それでは対策としてまだ不十分ではないかという、この御意見もごもっともと思いますが、部会の方でも、パブリックコメントの状況も踏まえながら、相当議論していただいて、今のような方向で把握していくことでさらによくなるという、そういう方向を模索したいという御意見と承っております。

非常に難しい問題であると思いますが、そのほか御質問、御意見いかがでございますでしょうか。

この資料3-1の表にありますように、光化学スモッグ発生状態がぐっと一

たん減ってきているのに、もう一度また上がってる、このあたりの原因というのは、なかなかVOCと1対1の対応関係がない。さらに大阪府だけで規制しても、多分この問題はなかなか解決しにくい問題という、そういう広域性、例えば大阪を近畿とか日本とかそういうことじゃなくて、地球規模でのさらに問題、大気圏も含めた、そういうこともかなり関係する大きな問題、なかなかこうすれば速効が出るというところが見えにくいので、記録・保存の義務付けといったことから地道にやっっていこうという、そういう対策を部会としてはお出しいただいたというふうに理解しております。

エチレンオキサイドに関する問題は、まだもう少し検討の必要があるということではありますが、それ以外は、今日の審議を経て、条例化していただくという予定になっております。よろしゅうございますでしょうか。これは部会の方で本当にこの記録にもありますように、大変精力的な御努力をさせていただいて、こういう方向が打ち出されているというふうに理解いたしまして、部会の審議過程を尊重して、この方向で条例化していただくことでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

特に御異議ないと認めまして、今回の御報告を条例化していただくという方向でよろしくお願ひしたいと思ひます。

改めて、内山部会長初め部会の先生方に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、次の第4の議題、化学的酸素要求量等に係る第6次の総量削減計画及び総量規制基準に移らせていただきますが、この案件は、昨年11月の第29回のこの審議会で諮問をいただきまして、水質規制部会を設置いたしまして御審議いただいております。今回、部会としては、中間報告をしていただける段階に至ったということでもありますので、部会長をお引き受けいただいております村岡部会長の方から中間報告、よろしくお願ひいたします。

村岡部会長　水質規制部会の部会長、村岡でございます。

化学的酸素要求量等に係る第6次の総量削減計画及び総量規制基準について、中間報告ということで御報告いたします。

この件につきましては、ただいま会長から御説明ありましたように、昨年の11月に大阪府からこの環境審議会に諮問されまして、この水質規制部会が設置されました。それ以降、調査審議を行ってきたことをまとめたものでございます。

この水質総量規制制度というのは、水質汚濁防止法という国の法律に基づいて行う制度でございます。関係する全国の20都府県で同時に大体作業が進められてきております。

当部会でも、国の示すスケジュールと調整を図りながら、これまで部会を3回開催して検討を加えてきたものでございます。

資料としまして、資料4を準備しておりますので、それをごらんいただきたいと思っております。

まず、左上の1の枠ですけれども、検討の背景ということですが、これはこの総量規制がどういう目的のためにやらなければならないかということなどが書いてあるわけです。つまり、水にかかわる規制というのは、通常、工場とか事業場とか、排水中の汚染物質の濃度を規制するという、濃度規制というやり方で行われておるわけですけれども、人口、産業等が集中して、汚濁が著しい東京湾や伊勢湾、瀬戸内海といった閉鎖性水域では、この濃度規制だけでは十分環境基準を達成できないという状態になっております。そういうことから、この濃度規制に加えまして、これらの水質に流れ込む負荷量をトータルとして減らして、その水質保全を図ろうというものでございます。

これが最初に実施されましたのが、昭和55年の第1次でございます。5年後にそれがまた追加されるという形になりまして、現在5次まで来ております。そして今回第6次の総量規制を考えようと、実施しようというために検討を行っておるものでございます。

この第6次の総量規制ですが、国の中央環境審議会の答申の概要を、この1の枠の右のところの小さい枠にまとめております。ここで第6次が必要であるということを答申されたわけです。それを受けまして、国がその基本方針等を整備して、それに基づいて関係府県が作業を行うという形になっております。

この中央審議会の答申で、従来と変わりましたところがございまして、それは、大阪湾そのものの位置づけです。これまで瀬戸内海の一部として大阪湾というのが位置づけられておりました。確かに形を見てもそうですし、それから海上を見てもそのとおりですが、水質環境という点からいくと、大阪湾というのは東京湾、伊勢湾と同じように若干独立した閉鎖性水域として考えて対策を強化した方がいいんじゃないかということで、この第6次から大阪湾は瀬戸内海と切り離して考えるということになったということです。

それから、総量規制ですから、流れてくるものを規制するだけではなくて、実際、大阪湾という湾の中で、いかに自然の浄化力等を用いて水質をきれいにしていくかと、底質の問題なども改善しながら、この水質の回復をねらうということが中央審議会で答申されております。

具体的なその中身に入る前に、この第5次までやってきましたこの総量規制の実施状況と大阪湾がどういうふうに改善されてきたかということ、左下の2の枠でごらんいただけます。棒グラフが並んでおりますけれども、一番左が第1次の総量規制の直前の昭和54年の負荷量です。それで、1次、2次というふうに、こういうふうに削減目標を立てて実施しましたが、こういう実績で汚濁負荷が減少してきておることが見られますので、負荷量を削減するという点については、このように効果が上がっております。

なお、第1次から始まりました、この総量規制の規制対象物質は、これまで有機汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量、いわゆるCODと呼ぶものであります。ところが、このCODだけ規制していても、どうもよくならないなというふうな話がありまして、第5次からこのCODに加えて代表的栄養源である窒素と燐の削減もこの中に加えるということで、その下の棒グラフがこのようになっておりました、その実績としまして、平成16年度には、ここまで排出量が減ったということです。

このように右下がりになっておりますので、当然その効果はあるはずでございますが、その効果を大阪湾で見たのが下の折れ線グラフなどがあるグラフでございます。まず、棒グラフでそこであらわしておりますのが、赤潮の発生回数です。25年前にスタートしました時点では大体年に40回ぐらいあった

のが、現在平成16年度では20回程度に半減しておるといふ効果が見られるんですけども、白丸であらわしたCODの濃度は、若干下がっているとはいへ、劇的な効果は上げていないということが見てとられます。それに対して、燐、窒素、黒のグラフですけども、これはCODに比べると減少がみだないということがわかりますので、当然この削減がこういったところで効果が見られるということが見てとれると思います。

こういったことを考えて、大阪府におきまして第6次総量規制のあり方を考えるわけなんですけれども、実は、先ほども言いましたように、国が基本方針を立てるということになっていて、その基本方針を受ける形で府県が作業をするというものです。ところが、その基本方針が、事務局のお話ですと実は今日告示されるそうです。だから、今日それを受けて、これから作業するというわけにもいきませんし、それから、従来からある程度どういう方向で基本方針が出るかということは、事務局の方で探っていただいておりますので、それを予想しながら、これまで先行的に部会の方で作業をさせていただいたわけです。中間報告というのはそういう意味でございまして、今日の告示を見て、これまでやってきましたことをもう1回調整いたしまして、それで悪いところはまた直し、基本方針に従った形で検討をいたしまして、次回の審議会のこの場でまた御報告させていただくという形になるというわけでございます。

右上の3でございしますが、大阪府における第6次総量規制のあり方ということで、何をやるかということで三つの要点を挙げております。第1点は、言うまでもなく負荷量の削減でございます。河川の方もBODという形でかなり汚濁の改善が見られているということですが、これに引き続きまして、COD、さらには窒素、りん削減も図ることが必要だとしております。

第2点は、自然浄化機能を高める取り組みをやるということです。これは大阪湾の中でできることを積極的にやって、大阪湾の中で濃度を下げたいこうというふうな取り組みをするということです。それから、つまり大阪湾では、実は内部生産という形で、みずから汚染する構造になっております。つまり大阪湾が汚れるのは、陸域から河川を通じて入ってくる汚濁負荷、それと、

今度は太平洋から、大阪湾の場合、主に紀淡海峡を通過して太平洋から栄養源が入ってくるという、そういうこともあるわけです。そして、そのような状況にある大阪湾で内部生産が行われると、プランクトンが死んで、それがそこに蓄積して底泥が悪化し、その底泥が細菌で分解されますと、また窒素やりんが戻ってくると、また内部生産が起こると、そういう循環があるわけで、そういった点で、大阪湾の中でとり得る自然浄化機能をどんどんと高めていこうということです。

それから3件目の要件は、大阪湾の再生をこういった行政だけの努力でなくて、関連する自治体、住民、企業、そういったものが一丸になって、大阪湾の再生に取り組むということです。したがって、これは大阪湾に流入する河川や流域も含めて、全体の地域でもっているいろいろなやっつけいこうということで、既に大阪湾再生の運動が、具体的には進められているということは御承知のところではないかと思っております。

そういった方針を受けまして、下の4の枠を見ていただきますと、これもまたさっき言いましたように、国の基本方針が決まってない中で一応立てた方針でございますけれども、今回の第6次の総量規制は5年ごとでございますので、平成21年度が目標年度でございますけれども、この削減の対象になるのは大きく三つに分けられまして、生活排水に起因するもの、それから産業排水に起因するもの、そしてその他系なんて呼んでおりますけれども、農地とか畜産排水、あるいは養殖漁業などに起因するもの。この三つに分けて通常考えていきます。

そこで、まず1番の生活排水にかかわるものは、数値としまして、数値目標といたしまして、CODですと現在63トン/日のものを5年後に57トン/日に減らそうということ。窒素は41トン/日から38トン/日に減らそう、りん2.4トン/日に減らそうということということで、生活排水その他も合わせましたら、CODですと83トン/日の実績の現状を、今度は76トン/日に落とそうという、削減割合として91.6%と。だから窒素は94.4%、りんは89.6%に落とそうというのが数値目標でございます。

具体的にこの生活排水対策では、やっぱり下水道の整備が一番で、現在、普

及率が84%、それを5年後には89%に上げようという構想があります。さらに、下水道だけではなくて、それにかかわる類似の生活排水の処理施設等を整備する。一般家庭における生活排水の対策も強化しようということです。

それから、の産業排水対策について、これまで、工場、事業場からの排水を、引き続き規制する。その手法を図のように矢印が伸びている右の5の枠に書いてあります。これはいつものとおりなんですけれども、Lというのが工場等から排出される負荷量です。その負荷量を計算するのは、排出するときの排水の濃度、CODならCODの濃度、りんならりんの濃度と。それから排水量が水量としてどれだけあるかということでQ。濃度と流量と掛けますと、その物質質量が出てくるわけですね。これを当該事業場のすべてでそれを検討いたしまして、このCの値をその業種ごとに決めてLを出す。それをもって、この枠4に掲げておる削減目標量を達成していこうというものです。

国の方では、業種ごとに、このCの範囲をある幅を持たせて告示されております。それを受けて、各府県がその地域における業種、あるいは事業内容等を検討して、その範囲の中で、どのあたりのCを選ぶかという作業を、私どもの部会でやるということになります。これもある程度作業が進んでおりますが、今のところ中間報告という形でしかないわけです。

それから、三つ目の、その他の汚濁発生源による対策、農地、畜産、養漁ということですが、大阪湾の場合、畜産排水があります。養魚場もありますけれども、それについてのどれだけ削減するかというものは、値も当然検討しておりますが、量としては、結果的にはそう大したことなくて、やはりその他系では農地が多いんですね。農地だけではなくて、実はその自然汚染源といわれる森林域ですね、林地もCOD、窒素、りんを出しますので、こういったものと農地と合わせて面源と言われておりますが、点源でなくて面源、この対策が非常に難しいんです。これは大阪府だけじゃなくて、全国的に農地、いわゆる農業からの負荷をいかに抑えるかということが、これから大きな問題になってくるのではないかというふうに言われておりますし、そのとおりだと思います。そこで、その対策のあり方というのは、考えてみれば工場

のように機械を使って浄化するということもできませんので、基本的にはやっぱり施肥管理というふうな、肥料に基づくものが多いわけですから、施肥を合理的に行い、また、水量についても管理し、できるだけ負荷を出さない農業をやってくるということが基本になりまして、大阪府の場合も幾つかのそういうふうな取り組みが現実になされております。

以上のようなことを考えて、この削減量を達成しようというものであります。この4の枠の下のところに、2として、上の負荷の削減に加えて、大阪湾の中で何とか再生に取り組むという、これが大事であります。項目だけしか書いておりませんが、健全な水循環の回復ということで努力しないといけない面、それから水質浄化事業の推進、それから、人口海浜、干潟等を造成、保全していこうということです。御承知かも知れませんが、大阪湾には、わずか15ヘクタールの自然の干潟しかないんです。兵庫県と合わせての話ですが、東京湾ですら1,500ヘクタールあるということですから、100倍違うわけですね。それぐらい、大阪湾というのは干潟という、海浜の自然性という面から言うと乏しい湾でございます。その理由はいろいろあるんですけども、やっぱり自然に戻すということは難しくても、現在ある人口的な海岸を、できるだけ干潟等を造成して自然のスタイルに戻していこうということが非常に大事ではないかということをおっしゃるわけです。

さらに、意識の問題も持ってもらおうということで、これは教育啓発の分野になるんですけども、住民をできるだけ海の方にアクセスしていただくというふうなことから、それなりの事業も視野に入れて考えていくということになります。

以上のようなことで、何とかこの目標値を達成しようということでございます。

大体内容については、大まかには御理解いただいたと思いますが、今後の予定を申しておきます。右下の点線で囲んであるところですが、今日の審議会で御意見をいただくということで、それをもとにして、国の基本方針ともう1回整合を取り直すという作業が残っております。大したことはないかもしれませんが、また考えないといけないところは審議を行いまして、それ

でまとまったところを一応部会案としてパブリックコメントにかけます。これを年末年始に行う予定でございます。その結果を、第4回の部会を予定しておりますので、そこで審議をして、部会案を決定した上、また、この審議会の席上で御報告させていただこうと、こういうのが今後の予定でございます。

以上でございます。

南会長　　どうも村岡先生、ありがとうございました。

部会での詳細な検討結果を、本日は中間報告という形で御報告をいただきました。

ただいまの御報告に対して、御質問、御意見をいただきたい。

どうぞ、品川委員。

品川委員　　どうも村岡先生、御苦労さまでございます。

以前から私も関心があって取り組んでることなんですけども、先ほどの報告の中で第6次総量削減ですね、この中で生活排水の影響、また、それに対する取り組み強化が必要だということをおっしゃっておるんですけども、一番大きな課題は、ここに書いてある下水道の整備にかなり影響されるというふうに思っております。大阪府の中東部、それから大阪府の南部、この地域は下水道の整備がかなりおくれるところでありまして、以前から下水道の整備がかなわないところは、ある程度行政判断で合併浄化槽を設置すべきだということをおっしゃって、今、大阪府も市町村も取り組んでいただいているんですけども、その中で、窒素とりんを除去する合併浄化槽については、やっぱりちょっと費用的に割高だということもあって、なかなか実行されていないという現状もあるように思います。これについては、ぜひ河川に及ぼす影響、当然ひいては大阪湾になるわけなんですけども、積極的にこの審議会の答申を受けて、行政側の取り組みでも市町村と協力しながら、やっぱり窒素、りんの除去ができるハイレベルの浄化槽であるなり、下水道整備なり生活排水という観点で、大きな前提として認識を強く持たなければ、経済的効果に左右される部分があって、実質的な効果が生みにくいんかなというふうにも思います。これから部会でいろいろ取り組んでいただく中で、できましたら、その生活排水の

中の窒素、りんの除去についての下水道整備が未整備のところについては、除去できるように力点を置いていただけたら、かなり進むのではないかなというふうに思いますので、要望だけですが、お願いしておきたいと思います。

村岡部会長　　どうもありがとうございます。

全くそのとおりでございます。下水道以外に合併浄化槽、そのほかの地域の処理施設、これを強化した上で、BODだけではなくて、窒素、りんも削減していくということは、部会でも審議しております。

南会長　　どうもありがとうございます。

この真ん中の表をごらんいただきましても、結局全体の中で生活排水の占める割合が非常に大きい。大気の場合と違って、水質では、下水道やその他の処理施設による対策が講じられますので、積極的に対策を講じていって軽減を図るという努力がぜひ必要ではないかと考えます。

ありがとうございました。

そのほかに、どうぞ、又野委員。

又野委員　　ちょっと教えていただきたいんですけども、ゴルフ場に対する規制というのは、この分類でいきますと、どこに含まれるのかちょっと教えていただきたいんですけども。

南会長　　多分、御質問の趣旨は、その他のところの農地に関連していると思いますが、ゴルフ場というのは一体どういうところに分類されていますか。

事務局、どうぞ。

葉山環境保全課長　　環境保全課長でございます。

その他の対策の中で、施肥を面的な発生源の一つとして、施肥を減らすという対策の中に含まれます。ですから、農用地で施肥を減らしていくということと同じ考えでございます。

南会長　　又野委員、よろしゅうございますか。

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

特にないようでございます。

それでは、引き続いて部会の方で御検討いただいて、最終の結果を取りまとめていただきますよう、村岡部会長を初め委員の先生方、よろしくお願いし

たいと思います。どうもありがとうございました。

それでは続きまして、議題の5番目、廃棄物処理計画の改定についてということに移らせていただきます。

この案件は、ことし3月の第30回の本審議会で諮問を受けまして、廃棄物処理計画部会を設置して、御審議をいただいております。

今回は、部会の方から中間報告をしていただけるということでございますので、部会長の池田部会長の方からよろしく申し上げます。

池田部会長 廃棄物処理計画部会の部会長を務めております池田でございます。

本日は、廃棄物処理計画の改正について部会で審議をいたしております、その中間報告をさせていただきます。

廃棄物処理計画部会は、これまで3回の部会を開催いたしました。そこでは、計画改正の基本的な枠組み、また、廃棄物処理リサイクルにかかわる課題の整理などを行いまして、その上で計画の基本的な考え方を定めた序章の案、これはお手元の5 - 2であります。それと、具体的な施策を記述する1章以降の骨子の案、これは資料の5 - 3ということです。それについて取りまとめをしたところであります。

これらの計画改定の概要につきまして、本日、御報告させていただくわけですが、これを資料の5 - 1のA3の資料にまとめておりますので、この資料をごらんいただきたいと思っております。この資料で説明をさせていただきたいと思っております。

今回の計画改定の視点は、大きく三つあるということが言えます。第1点は、平成17年度の減量化目標の達成状況の評価を行いまして、平成22年度の減量化目標とその達成のための施策の見直しを行うものです。

第2点は、各種リサイクル法の施行など、循環型社会形成に向けた取り組みの進展などを踏まえまして、リサイクルなどの循環型社会の形成に重点を置いた計画とするものです。

それから、3点目は国が策定する基本方針が昨年改定されまして、一般廃棄物処理の有料化の推進などが追加されたことなどに対応しまして、必要な修正を行うものです。

以上3点が、大きな今回の改定の視点になっております。

まず第1点目の減量化目標の達成状況の評価につきましては、資料の左側の方に、これまでの計画の進捗状況の中でまとめております。一般廃棄物につきましては、平成17年度実績で、最終処分量が70万トンで、平成17年度目標の84万トンを既に14万トン下回っております。排出量につきましても428万トンで、平成17年度の目標の450万トン及び平成22年度目標の442万トンを既に下回っております。しかしながら、再生利用量につきましては45万トンと、平成17年度目標の68万トンの約3分の2にとどまっているという現状があります。この結果から、一般廃棄物につきましては、今後、再生利用、いわゆるリサイクルに重点を置いた取り組みを進めることが必要であるというふうに考えております。

次に、産業廃棄物につきましては、平成17年度の最終処分量が69万トンと、平成12年度実績の147万トンから半分以下に減少しております。平成17年度目標の111万トン及び平成22年度目標の100万トンも既に下回っているということになります。これは産業廃棄物の最終処分量の3分の2を占めておりました建設廃棄物のリサイクルが進んだ結果ということになるかと思えます。排出量につきましては、平成17年度実績で1,735万トンと、平成12年度実績から約3%減少しております。平成17年度目標及び平成22年度目標をも下回っております。再生利用量につきましても、平成17年度実績で538万トンと、平成22年度目標とほぼ同程度まで上昇しております。しかしながら、産業廃棄物の発生量の今後の動向につきましては、社会経済動向の影響ということを大きく受けるということは考えられます。そういうものを考慮に入れる必要があるというふうに考えております。

平成22年度目標の見直しということにつきましては、資料の右側の次期計画案の概要の2番目のところに記載しております。これもごらんいただきたいと思えます。一般廃棄物につきましては、平成22年度の最終処分量の目標値を引き続き56万トンとすることとして、その達成のため、排出量と再生利用量の目標を、平成17年度実績を踏まえ、それぞれ423万トン及び88万トンというふうに設定いたしております。この再生利用量の目標値につきましては、

従来の111万トンが今回は88万トンに修正しているということになるわけですが、これは、その目標が減少してるのはなぜかということですが、これは排出量の減少に伴って再生利用量も減少するということが1点あります。それから、もう1点は市町村の焼却施設の更新にあわせて、焼却灰の資源化施設、溶融スラグ化施設と言いますけれども、これを設置することを想定しておりましたけれども、近年の財政状況の悪化等から、平成22年度までの施設の更新が、当初の予定よりも少なくなる見込みによるということから、こういう数字になってるといふふうに御理解いただきたいと思います。したがって、焼却灰の資源化を除くその他の家庭系、事業系の一般廃棄物の再生利用については、当初の平成22年度目標のレベルということにしておるわけです。

それから産業廃棄物につきましては、大きく減量化の進んだ平成17年度の実績を踏まえまして、平成22年度の最終処分量の目標値を従来の100万トンから55万トンに引き下げ、排出量、再生利用量もそれぞれ1,773万トン、577万トンというふうに設定し直しております。

次に、今、説明いたしました項目の上の方に、基本理念等についてを記述しておりますけれども、基本理念等について御説明したいと思います。今回は中間年度での見直しということでもあり、前計画の考え方を基本的に踏襲しておりますが、基本方針の2番目のリサイクルにかかわる部分につきましては、循環型社会の形成に向けた取り組みの進展を踏まえまして、リサイクルの概念を少し広げまして、従来の排出されたものをリサイクルするという考え方から、社会経済活動の中で最初から資源の循環的な利用を進めるということで、処分しなければならない廃棄物を削減するという考え方も含んだ内容に変更しております。

また、これらの基本理念、基本方針を実現するために、循環型社会の形成に向けた将来ビジョンを明らかにし、次期計画期間中の具体的な取り組みの方向として、循環型社会の基盤の確立ということ掲げることしております。これは、これまでの循環型社会の形成に向けた取り組みの進展を踏まえて、循環型社会の形成をより確実なものとするために、その基盤づくりに向けた

取り組みを進めるというものであります。

一番下の方に重点施策について記述しておりますけれども、これらの基本理念を実現し、減量化目標を達成するために重点的に取り組むべき施策として、リサイクル、排出抑制の推進、資源循環の推進に向けた基盤整備、適正処理の徹底、各主体との連携の4項目を掲げているところです。

以上は計画の序章にかかわる部分で、この内容につきましては、資料の5 - 2に計画案の形でまとめてお手元に用意させていただいております。

続いて、資料の裏の方ですけれども、個別の施策を記載する1章以降の項目についてまとめたものであります。第1章では、一般廃棄物にかかわる施策、第2章では、産業廃棄物にかかわる施策、第3章では、循環型社会の形成に向けた施設整備、第4章では、各主体の役割と連携等に関する内容を記述することにいたしております。その詳細は時間の都合がございますので省略いたしますけれども、第1章以降については、資料の5 - 1の裏の詳細な項目を、資料の5 - 3の骨子の案にまとめて資料として用意をいたしたわけであります。

本日の中間報告では、ただいま御説明いたしました次期計画の基本理念や構成等について御確認をいただき、その後、部会におきまして、第1章以下の骨子についても文章化を行っていくことになっております。計画案全体については、その後、パブリックコメントの手続により、府民の皆さんの意見を募集するという事を予定しております。それらを踏まえて、最終的に部会の案をまとめて、本審議会に提出する予定にしております。

以上で、廃棄物処理計画部会からの廃棄物処理計画の改正についての中間報告を終わりたいと思います。委員の皆様から今後の部会の検討に当たりまして、有意義な御意見を賜れば幸いと存じております。

南会長 池田部会長、どうもありがとうございました。

ただいま部会の検討状況を中間報告という形で御報告をいただきました。中間報告というよりは、この減量の目標が一部まだ未達成もございますが、17年度実績が既に目標をほとんどクリアしているということで、そのための修正を、計画の改定を目指すという、そういう状況になっているということで

ございます。

委員の皆様方から御質問、御意見をいただければ幸いです。

どうぞ、坂本委員、お願いします。

坂本委員　　坂本でございます。

ごみの減量、一般廃棄物、産業廃棄物を含めて、減量とリサイクルの効果は上がってきていることは事実だと思います。私、気になるのは不法投棄なんですね。私も地元でボランティアの皆さんと一緒に町の清掃を定期的に行って、ボランティアの清掃活動は非常にふえてきておりまして、町もきれいになりつつあるんです。ただ、川とか池には、もう捨てやすいんかして、何度とっても減らないんですね。これ、マナーなり環境教育にかかわるかと思うんですけども、そういう不法投棄の面ですね、ごみの減量とリサイクルだけじゃなくて、そういう方面でのどういうふうに減らすと言いますか、そういうものもちょっと考えていただきたいということで、指摘だけさせていただきたいと思います。

南会長　　どうもありがとうございます。

坂本委員のおっしゃられるとおりで、本当に、ちょうどボランティアの人では手の届かないようなところに、川、池に相当の不法投棄がある。そして、以前この審議会でも議題となりましたが、例えば自動車を廃棄したもの、そういうものもかなり規制は進んでおりますが、やっぱりちょっと山の中に入ったら、まだ自動車が放置されたままという状況がかなり見られます。そういう点に関する御指摘ということでよろしゅうございますか。どうもありがとうございました。これはなかなかモラルの問題ということになるかと思えます。

それでは、岸上委員。

岸上委員　　資料5 - 2の15ページの家庭ごみの排出削減の推進のところ、市町村による家庭ごみ処理の有料化の導入の促進ということが書かれているんですけども、確かに環境省の中央環境審議会の廃棄物リサイクル部会、2005年2月14日の意見具申で、確かに一般廃棄物の有料化について、廃棄物の発生抑制とともに負担の公平化、住民への意識改革につながるという指摘は確

かにされています。しかし、本当に有料化が削減効果は確かにあるのかという検討が必要ではないかと思えますね。全国の自治体を見ますと、有料化をされて数年たってみますと、それぞれ自治体のごみの量はふえているというところの方が多いと。有料化前よりもふえている自治体も現実にあります。これらの自治体には、確かに導入した当初は減ります。これは有料化の年にごみの量が減るといのは、有料化の前に家庭にため込まれておったごみを駆け込み的に出したと。だから当然その有料化した年は減ってるんですね。ところがすぐ後で住民意識の中に、お金を出せばごみを幾ら出してもいいという意識さえ生まれて、ごみを出すことに痛みを感じなくなってごみがふえてしまうと。実は私は、住民への有料化を押しつけではなくって、住民と自治体の協力、さらに生産者責任の徹底でこそごみが減らせるんじゃないかというふうに思うんです。今、各自治体で財政危機を理由に、財政補てんを目的にごみの有料化というのが提案されるというのでは、住民意識は全く変わらないんですね。やっぱり住民がそのごみを削減しようという意識を持って、ごみになるものは買わない、使わない、出さないと。分別収集を徹底する、住民意識の改革と、自治体には協力というのを欠かせないと。ある意味、市町村によって有料化をすれば、ごみの量が減るんだという考え方は安易ではないかと。また、負担の公平化についても、ごみを出す段階で、消費者だけに負担を求めらるんじゃないなくて、ごみとなるものをつくってる生産者に、ごみ処理費用を負担をさせるということで公平化が図られるように思いますし、ごみを減量させる上でも有効ではないかというふうに私は考えます。

南会長　ただいまの岸上委員の御指摘は、部会でも検討いただくと同時に、御意見として承ってよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。確かに御指摘のような状況、これも起こっていると思いますが。

池田部会長　部会におきまして、家庭ごみの有料化については、最初に有料化ありきというのはいかがなものかという意見が強くありまして、それゆえに、発生抑制を図るべく、いろんな方策をまず検討すべきだという意見が大勢を占めてるということをお報告しておきたいと思えます。

先ほどの御意見は、また部会で検討の際にも十分に生かせるようにはさせていただきます。

南会長 どうもありがとうございました。

そのほか、御質問や御意見。

山口委員。

山口委員 山口でございます。

1点、5 - 1の2の減量化目標の見直しのところで説明がありましたけれども、焼却灰の資源化の部分は、財政的に非常に困難であるという方向も出されておりました。となりますと、やっぱりごみを燃やさないということを基本にした廃棄物処理と言うんですか、循環型社会の形成の部分の基本的なところが、考え方のところでもう少しきっちりしたものが要るのではないかと思います。

焼却工場の建てかえにつきましても、それぞれ市町村の財政的には非常に厳しい状況にあるかと思えますし、そういった意味で、5 - 2の11ページにあります、循環資源の流れの有機的な連携のイメージということで記載されておりますが、これは基本的な部分だと思えますが、生産者のリデュースであるとかリユースの部分ですね、そういったところの仕事、循環型の産業として、どういうふうにして構築していくかということと、リサイクルの部分で、消費者のできる限界というのは限られていると思えます。啓発につきましても、当然率先してやるべきことですが、温暖化防止の削減目標に比べますと、そういった府民の啓発教育の今のスピードと、目標値を達成するのと、かなり無理があるのではないかと思いますので、具体的な循環型の流れの部分で、いわゆる新たな環境型の、リサイクル型の新産業を興していく部分ですね、例えば、生ごみについても、ごみとついているから捨ててしまう、これはあくまで食品残渣という資源であるということとか、紙につきましても多くのところは燃やしてる部分があると思えます。そういった基本的な部分の、いわゆる循環型の部分で、もっと企業との連携は当然必要になってきますので、技術的な部分のエリアでの、こういった大阪府が核になりました、産業と一体となった考え方をもう少し示していただけないかなと思っております。

ます。と言いますのは、財政基盤のところ、次に報告があるかと思えますけれども、それぞれの環境関連の財政基盤というものが、非常に余りにも弱いのではないかというふうに考えておりますので、財政に限られるならば、そういった連携をしていく、もち屋はもち屋のところ、連携して行って、新たな仕事、NPO、それから産業型のNPOもあると思えますけれども、そういった今まで市民がやっておりました、専門性のあるNPOとの連携というものが当然必要ではないかと思えますが、もう少しこのところの考え方を聞かせていただければと思っております。

池田部会長　　今、御意見いただいた点については、この5 - 1の循環型社会の基盤の確立というところで、循環型社会の形成に向けた将来ビジョンのところ、そういうことを反映させてるつもりなんですけども、今の御意見もありますので、これもまた部会に持ち帰りまして、その意見を生かせるように検討させていただきたいと思えます。

南会長　　よろしゅうございますでしょうか、山口委員。

どうもありがとうございます。

高橋委員　　今、山口委員が言われた、新たな循環型社会の形成という具体的なものは、これから大きな課題だと思えますけど、やはり私は以前に計画の中で、市町村が本当にみんなまだ分別ができてない市町村と、それから、先ほど有料論も出ましたが、有料に至る前に、例えば減量するための市町村規制というものがあるんですね。それで、東京都なんかはある区によっては、その決まったごみ袋しかありませんので、それは数を決めて、その中に入れていくとか、そういうことも、まず市町村がある程度同じようなもので備えていくことが大事じゃないかと思えます。個人の意識はすごく今はでこぼこしております。一時はすごくリサイクル・リユースというのは大きな市民の中で話題になって、みんな考えてきたんですけど、何かとてもむなしい感じも、例えばとても卑近な例ですけど、新聞紙を回収されるけど雑誌はできないんですとか、雑誌はすごく出てくるというのは、それはどうするんだろうと、みんなその辺の感覚なんかも子供たちの方がよく知ってるぐらいで、一般の主婦というのはそれほどわかってるわけではない。本当にリサイクル・リユ

ースとはどういうふうにしているのかということもはっきりわからなくて、例えばお手洗いで、タオルを使うのがいいのか、ペーパーがいいのかと、そういうこともよくわからないんですね。そういうもっと具体的に本当にリサイクルというものはどういうものかというところを、特に市町村が、それぞれ環境教育を市民の中に、教育というよりも現実問題としてきっちりやっていくという施策を、きめ細かにやっていただいて、ある程度スタンダードを模索の中でつくっていただくということが、非常に大事なことなんじゃないかと考えております。

南会長　　ただいまの高橋委員の御意見、これはとりあえずまず御意見として承るとのこと。そして、それぞれの市町村も含めた努力目標に、そういう問題を取り込もうということではありますが、部会長の方、よろしゅうございますか。今のように、非常に貴重な御意見、これは御意見として承って、それぞれの市町村においても、可能な限りの啓発、そういう問題、あるいは教育、そういうことにぜひ取り組むべきであると、そういう御意見と承ります。よろしゅうございますでしょうか。

どうぞ、益田委員。

益田委員　　資料5 - 1の課題のところ、一般廃棄物の1人当たりの排出量が全国一で、リサイクル率は全国で2番目に低いというのを書いてあるのを見て、私、ちょっと驚いたんですけど、これはどういう理由なのかという分析はされていらっしゃるのでしょうか。

池田部会長　　これは、それまでの分析というものがあるわけですが、これについては、事務局の方にちょっとお答えいただけますか。

南会長　　事務局、どうぞ。

田中資源循環課長　　資源循環課長の田中でございます。

ここに書いている、1人当たりの排出量、これを二つに分けますと、例えば一般家庭から出てまいりますもの、これは大阪府の場合、全国の平均的なぐらゐの値でございます。ただ、大阪の特徴は、特にこれは大阪市が一番大きく寄与しているんですが、事業系の一般廃棄物、これがやはりどうしても1人当たりについては高いという部分は数字的には出ております。東京もそう

ですが、都市部はいずれにしても、そういう事業系がどうしても多いという状況が出てまいります。今後、我々が内部で議論してる点は、当然その一般家庭の排出量も減らしていくことが必要ですが、そういう事業系の廃棄物もやはりできるだけ減らしていくような努力を、各市町村とも連携しながらやっていく必要があると考えております。

それから、リサイクル率が全国で2番目に低いという理由につきまして、そこを強化していく必要があるということで、施策を展開してるということでございます。ただ、正直申し上げます、我々も大阪のリサイクル率がなかなか進まないというのが、どういう現状でそうなるのかということ、非常に部会でも御議論いただいたんですが、こういう理由で大阪はやっぱりリサイクル率が低いんだらうというふうに、なかなかちょっと原因としてまだわかっていない部分もございます。ただ、行政も含めてリサイクル率を上げていくという努力、これはもう当然必要ですので、いずれにしても、その低いからだめなんだということではなしに、必死でそういうリサイクル率を上げていく努力をしていくということをやらないといけないというふうに考えております。

益田委員　その辺に、私思いますに、例えばリサイクルに関しても、ここの案の中に載ってませんけど、ディポジット制を取れるような方法を積極的にやっていくとか、条例の中では、減量化にも限界があるんだらうと思うんですけど、そういうふうに、消費者とか事業者の中にも、多少なりともそれに参加することによって、具体的な利益が得られるというようなことがあれば、もう少しリサイクル率を上げていける、あるいはリユースの割合を上げていけるというようなことできるんじゃないかと思うんですけどね。だから、もうちょっと積極的にそのリサイクルを助ける、支援するような施策も、こういうふうな計画の中に含まれるといいんじゃないかというふうに感じました。

池田部会長　今、御意見も、これも部会に持ち帰って、また前向きに検討させていただきます。

南会長　どうもありがとうございます。

今回、議論いただいておりますのは、この計画改正、最初に申しあげましたように、ほとんどが達成しているにもかかわらず、達成していないのが今の再生利用量、リサイクル・リユースの問題だと思っておりますので、今の御意見も踏まえて、有効な手を考えていく必要があるのかなと痛感いたします。ありがとうございました。

そのほか、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、今のような御意見を踏まえながら、さらに引き続いて部会の方で御検討をいただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

ちょっと時間が押してきておりますので、次の6番目、第10次鳥獣保護事業計画の策定、野生生物部会の中間報告をお願いします。

じゃあ、朝日部会長の方からよろしくをお願いします。

朝日部会長　野生生物部会の部会長を仰せつかっております朝日でございます。よろしくお願いいいたします。

野生生物部会につきましては、この第10次鳥獣保護事業計画の諮問を前回の8月25日の審議会でもいただきまして、検討しているところでございます。9月20日に第1回の会議を開きまして検討したんでございますが、先ほど水質の方からも話がございましたが、環境省から基本指針が出て、各府県はそれに合わせて、それぞれの事業計画を立てるよというの決められております。この環境省からの基本指針が第9次は、たしか8月の終わりぐらいまでには出てたと思うんですけど、ことしはいろいろな事情があったと思っておりますが、なかなか示されなかった。いろいろ事務局の方で環境省と当たっていただいて、一応の原案みたいなものをつくりまして、その検討を始めたわけでございます。9月20日の第1回の部会の後、10月25日になりましてから、環境省の基本指針が提示されました。そこで、11月7日に第2回の部会を開催したわけでございますが、翌年の4月1日から新年度が始まるのにこういうことでは申しわけございませんけど、これからも精力的に審議を進めたいというように考えております。

審議の内容につきまして、今、部会で問題になりましたことを中心に、簡単に報告をさせていただきます。資料番号6 - 1がお手元に配られてると思う

んですが、これが現在までの審議の内容でございます。資料番号6 - 2としまして、今、申しました基本方針の概要が出されております。これは6 - 1の方に盛り込まれておりますので、お時間のあるときにまた目を通していただいたらと思います。

6 - 1へ戻らせていただきます。アンダーラインを引いておりますところが原案と変えた部分というか、今、議論をしている部分でございます。事業計画の内容につきまして、基本理念、あるいは計画期間、それから鳥獣保護区、第二までは、ほとんど議論を基本方針に決められたとおりでございますが、ただ、基本理念のところ、以前は人と野生鳥獣との共生という言葉が使われておりました。この共生というのと適切な関係の構築というのは、どう違うかということになりますが、共生という言葉の中では、やはり対等の立場みたいなものが出てまいります。農林水産業のように、野生鳥獣からの被害を受ける立場の人間にとりましては、ちょっとやはりなじまないことがあるので、それで、適切な関係の構築という言葉に変えさせていただいています。

第三は、放鳥獣のところでございますが、原案では、キジを300羽放鳥することになっておりますが、このキジの放鳥につきましては、いろいろ議論が出ておまして、果たして効果があるのかどうかということもございませし、それから果たしてキジを放鳥することがいいのかどうかというような議論もありますので、放鳥効果の調査を踏まえまして、そして、毎年300羽というのも減らす、あるいはやめるということを含めまして、見直しを今後もうやっしていこうということでございます。

第四の捕獲ですが、わなの使用につきまして法律が変わりまして、くくりわなの使用がほとんど全面的に禁止になりました。そういうところを含めまして、くくりわなにつきましては規制を貫いていくことにいたしました。それから、愛がん飼養目的で、従来ではホオジロ、メジロというのが挙げられておりましたが、ホオジロにつきましては例数も少ないし、かつ、飼うことがいいのかどうかという議論もございませるので、一応メジロのみということにいたしました。これにつきましても、鳴き声を楽しむということであれば、例えば、身障者のみに限るといふ府県もあるようで、そのようにしてはとい

う議論も出てまいりました。

第5番目は、特定猟具、これは銃猟でございます。これの使用禁止箇所を銃猟禁止と呼んでおりますが、これの禁止区域をふやすように考えております。

それから、先ほど一番最初に諮問を受けましたイノシシ及びシカにつきましても、特定計画としまして、実施計画をきっちりと立てて進めるように、今、検討しております。

それから、7番目は、これは従前どおりでございます。

8番目、愛鳥モデル校というのが指定されております。この愛鳥モデル校の指定は続けてはいきますけども、期限を切りまして、その間に成果が上がらなければ、ほかの事業をやる。またモデル校でございますので、モデル校以外の学校で愛鳥指導なり何なりをどういうふうに扱うということについて、今後とも検討していくことになっております。

一番最後の第十のところに書いておりますけども、鳥獣の区分というのが新設されまして、もう数が少なくなっている希少鳥獣、それから狩猟鳥獣、これは法律ができて、環境大臣が告示しております。

それから、外来生物規制で法律ができました外来鳥獣、具体的に申しますとアライグマとかヌートリアとかがございます。それからそれ以外の一般的な鳥獣というような四つに分類されました。

今日イノシシ及びシカの特定鳥獣の計画を諮問されたわけでございます。大変なスケジュールを引き受けさせられてるというように思うんですけども、今後の審議のスケジュールとしまして、事業計画案ができましたら、公聴会の開催が法律で決められております。そういうものも含めまして、3月中旬ごろに予定されております環境審議会に最終報告として御審議をいただきたいと思うんです。今後は、12月下旬ごろ第3回野生生物部会を開催、あるいは公聴会での発言を受けまして、1月下旬ごろ第4回を開催し、3月中旬ごろの審議会で報告したいと思います。委員の皆さんに御迷惑をかけることになっているわけでございますけども、何とぞ部会の委員の方々の御発言をお願いし、参考にしたいと思っています。よろしく申し上げます。

南会長 朝日部会長、ありがとうございました。

第10次の、この鳥獣保護事業計画の策定ということで、概略を御説明いただきました。今後のスケジュールは非常にタイト、3月に向けた取り組み、よろしくお願ひしたいと思ひます。

特に補足するようない御質問、あるいは御意見ございませんでしうか。よろしゅうございませるか。どうもありがとうございませるか。

それでは、部会の方での引き続きの御審議をよろしくお願ひませるか。

続きまして、平成17年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策についてということで、これは環境総合計画の進行管理の一環として、その進捗状況をこの審議会で委員の皆様方にお聞ひいただいて、大阪府の考えとあわせて公表しようというものでございませるか、事務局からはパワーポイントを使って、ちょっと概略を説明していただかせるので、よろしくお願ひませるか。

司会（児林補佐） お手元に資料7-1でパワーポイントの資料をお配りしてありますが、正面のスクリーンで説明ませるか。会長、副会長、申しわけありません、少し対応よろしくお願ひませるか。

前川地球環境課長 地球環境課長の前川でございませるか。

座って御説明させていただかせる。

「平成17年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策」について御報告させていただかせる。

本報告は、昨年度における環境の状況と本府が講じた施策を、「大阪21世紀の環境総合計画」の施策体系に沿って取りまとめたもので、環境基本条例により、毎年度、大阪府議会9月定例会に報告してあります。

まず、「大阪21世紀の環境総合計画」について御説明いたさせるか。本計画は、平成13年6月に環境審議会からいただかした基本的な考え方の答申を踏まえ策定したもので、環境基本条例の基本理念である「人のこころがかよひあう豊かな環境の保全と創造」を目指し、2025年を目途に、良好で快適な環境が享受できる「豊かな環境都市・大阪」の構築を図ることを目標としてあります。

この長期的な目標を実現するための方途として、施策展開のための四つの基本方向を掲げてあります。それぞれ、「循環」、「健康」、「共生・魅力」、

そして「参加」の四つであり、この図に示しておりますように、すべての主体が「参加」することを基礎として、「循環」、「健康」、「共生・魅力」で掲げるそれぞれの取り組みを相互に連携させることとしております。

次に、この環境総合計画の進行管理につきましては、P D C Aサイクルによる進行管理・点検評価システムを導入しております。このうち、チェック評価の一つとして、環境審議会への報告及び委員からの幅広い意見の聴取を位置づけております。本日の審議会で意見をいただくものでございます。

なお、いただいた御意見につきましては、環境白書に掲載し、広く府民に公表しております。このようなP D C Aサイクルによりまして、進行管理・点検評価を行い、府民の皆様への情報公開に努めていくこととしております。

それでは、平成17年度の大阪の環境の状況について御報告いたします。一つ目が大気質でございます。大気質については、府内各地にある大気測定局で常時測定しております。一般環境大気測定局、略称を「一般局」と申しております。これが72局。道路沿道で自動車の排気ガスの影響を把握する自動車排出ガス測定局、略称を「自排局」と申しております。これが39局でございます。平成17年度の二酸化窒素、 NO_2 につきましては、上の表にありますように、一般局において平成15年度に初めて環境基準を100%達成し、その後、3年連続100%を維持しております。自排局については、未達成の局が3局あるものの、改善傾向にあります。また、下の表の浮遊粒子状物質S P Mについても、平成15年度に初めて環境基準を100%達成し、次年度も100%の達成率でしたが、平成17年度は、一般局、自排局ともに1局が未達成となってしまいました。このようなことは、黄砂など気象の影響により、年度による変動の範囲と考えておりますが、今後とも100%達成維持に向け、諸施策を推進していく必要があると考えております。

次に、二酸化硫黄 SO_2 、一酸化炭素 CO については、引き続き環境基準を100%達成しております。

また、下の表の光化学スモッグの注意報発令回数については、10回となっております。

続きまして、水質の状況でございます。毎年度、本審議会の水質測定計画部

会で御審議いただいている水質測定計画に基づき、各種項目について大阪府内の河川144地点や大阪湾の22地点で測定しております。鉛、カドミウムなどの健康項目26項目につきましては、平成17年度は、鉛が2地点、ジクロロメタンが1地点、ほう素が10地点、ふっ素が1地点で環境基準を超過しましたが、硼素は全て海水による自然の影響と考えられますので、「ほぼ達成」という状況でございます。河川の有機汚濁の指標であるBOD、生物化学的酸素要求量につきましては、平成17年度の達成率は前年から低下しましたが、この10年間で見ますと改善の傾向にあります。

また、大阪湾のCOD、化学的酸素要求量は、横ばい傾向となっており、赤潮や貧酸素水塊の発生も見られます。

次に化学物質の状況でございます。ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、毎年度、大気、水質、土壌等におけるダイオキシン類の状況を把握することになっております。平成17年度においては、大気、地下水、土壌、海域で環境基準を100%達成しておりますが、河川水質では77地点中8地点で、河川底質については77地点中4地点で環境基準を超過しております。超過している地点につきましては、原因究明のための調査や流域の事業所の指導、しゅんせつなどの底質浄化対策を実施しているところでございます。

ダイオキシン類以外の有害大気汚染物質については、大気汚染防止法に基づき、現在、19物質についてモニタリングを実施しております。平成17年度においては、環境基準が設定されている4物質のうち、ベンゼンで環境基準を超過している地点が見られます。

次に、PRT法、(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)に基づき、一定の要件に該当する事業者は、毎年度、人の健康や生態系に有害なおそれのある354種類の化学物質について、前年度における排出量などを把握し、都道府県を經由して国に届け出ることとなっております。この届け出の集計や国の推計などより算出されました、平成16年度の大阪府内における化学物質の環境への排出量は2万8,153トンで、全国の排出量の4.5%を占めております。

また、アスベストについては、府内38地点において調査を行った結果、すべ

での地点で、WHO、世界保健機構が設定している健康リスクの判定基準であるクライテリアと比較しても十分低い結果となっております。

次に廃棄物の状況です。一般廃棄物の排出量及び1人1日当たりの排出量とともに減少傾向にあり、平成16年度は、それぞれ約407万トン、1,257グラムとなっております。

産業廃棄物の不適正処理件数につきましては、発生件数は2年連続で減少しており、地道なパトロールなどの未然防止活動の効果があらわれていると考えておりますが、個々の事業については、悪質・巧妙化の傾向にあり、今後とも未然防止や徹底した指導を行ってまいります。

環境の状況の最後に、地球温暖化及びヒートアイランドという二つの温暖化について御説明させていただきます。温室効果ガスの9割以上を占める二酸化炭素の排出量は、お示しのグラフにありますように、5,595万トンとなっており、基準年度と比べ8.5%、2002年度と比べて3.7%増加しております。部門別に見ますと、民生部門において増加が顕著であり、産業部門でも2002年度からは増加しておりますが、長期的には減少傾向にあることがわかります。

なお、二酸化炭素排出量が増加しているのは、原子力発電所の長期停止により、電力の使用に伴う二酸化炭素排出原単位が大きくなったことが主な原因です。仮に原単位が2002年度と同じと仮定した場合、2003年度の二酸化炭素排出量は、2002年度と比べ0.8%の増加にとどまることとなり、約3%の差が生じていることがわかっております。

一方、ヒートアイランド現象につきましては、大阪における過去100年間の年の平均気温が2.1度上昇しており、全国平均よりも1.1度上回っております。大まかに、この差がヒートアイランド現象による影響と考えられております。また、真夏日、熱帯夜の日数もここ30年間で著しく増加しております。

次に、平成17年度に府が豊かな環境のために講じた主な施策について御報告いたします。まず、廃棄物の減量化・リサイクルの推進につきまして御説明いたします。

再生資源業者を活用し、消費者の負担軽減を図る家電リサイクル大阪方式を推進するとともに、「リサイクル製品認定制度」の運営においては、府内に

おける廃棄物のリサイクルをより一層促進するため、制度創設の平成16年度から平成17年度末までに、土木資材や再生プラスチック製品など、307製品の認定を行うとともに、府も率先的に活用を図っています。

また、産業廃棄物の不適正処理の撲滅については、排出事業者や処理業者への指導の徹底、土地所有者への土地の適正管理等の啓発、廃棄物処理法や循環型社会形成推進条例の効果的な運用などを通して、不適正処理の未然防止と迅速な問題解決を図っております。

地球温暖化及びヒートアイランドという二つの温暖化に対する取り組みについて御報告いたします。まず、本審議会の答申を受けて、昨年10月に制定・改正しました二つの条例について御説明させていただきます。

「温暖化の防止等に関する条例」については、事業者のエネルギー対策と建築物の環境配慮を促進するための制度について、「自然環境保全条例」については、建築物と敷地等における緑化を促進する制度について規定したものです。ともに平成18年4月から施行しております。

また、府民への地球温暖化対策の普及を促進するため、京都議定書発効1周年に当たる平成18年2月16日から、毎月16日を「ストップ地球温暖化デー」と定め、シンポジウムの開催などの展開を図っております。

また、ヒートアイランド対策につきましては、「集中実施促進事業」としまして、熱赤外センサー搭載の航空機から撮影・解析した地表面データと土地利用データ、人工排熱データなどをあわせて解析し、地域の熱環境の特性を示した「熱環境マップ」を作成するなどの施策を展開しました。

次に、自動車公害の防止につきましては、まず、「ディーゼル車買いかえの緊急融資」として、中小企業者が自動車NOx・PM法の規制に伴うディーゼルトラック等の買いかえを、購入車両を担保に、第三者保証人なしで利用できる融資制度を金融機関等と共同で実施しております。平成16年度の制度開始以来、平成17年度末までに合計472台について融資しています。

「するっと交差点対策」とは、交通渋滞のボトルネックとなっている交差点において、右折レーンの設置などのハード整備と、府警による信号表示時間の調整などのソフト整備を一体に行っていく渋滞対策です。この施策は、自

動車排出ガスの削減だけでなく、二酸化炭素排出量の削減にも寄与するものです。

次に、環境リスクの低減につきまして御説明させていただきます。まず、有害化学物質対策としまして、「VOC及び化学物質対策のあり方の検討」については、先ほど御審議いただいたとおり、平成18年3月に本審議会に諮問いたしまして、部会において検討を重ねていただき、本日、御答申をいただくこととなったところでございます。

アスベスト対策としましては、「建築物の解体作業等に係る飛散防止対策及び生活環境保全等に関する条例の改正」として、建築物の解体時などに事前調査の義務づけ、アスベスト濃度の測定などについて規定するような改正を平成17年9月に行いました。平成18年1月から施行し、解体作業等に対して立入検査等を徹底しております。

そのほかにも、府民の不安を解消するため、平成17年7月には、総合相談窓口として「ホットラインの開設」を行ったり、わかりやすいリーフレットを6万部作成し、各市町村等に配布するような周知に努めました。

次に、自然との共生の分野での施策でございます。「花とみどりの街づくりモデル事業」については、質の高いみどり空間づくりの計画を公募し、府内のデパートホテル、病院の屋上緑化など、すぐれたみどりづくりに対し助成を行いました。

その他にも、11月を「山に親しむ月間」、同月第2土曜日を「おおさか山の日」と定め、フォーラムや間伐体験などのイベントを中心とした府民との協働による森づくりを推進しております。

さらに、7月第3月曜日の「海の日」に、若手漁業者が中心となって清掃活動や稚魚放流などを初めとした様々なイベントを実施する、「なにわの海づくり大会」に対しても支援も行っております。

講じた施策の最後といたしまして、環境配慮の仕組みづくりに関する施策について御報告いたします。「環境情報プラザ管理運営事業」については、環境情報センター内の環境情報プラザにおいて、情報コーナーや研修室、環境に関する簡易な実験ができる、「いこらぼ」の使用について、環境NPOな

どに提供してきましたが、平成17年度には、NPO、民間団体、行政間の情報交流を促進するためのネットワークである「かけはし」を開設しました。

また、「エコアクションキャラクターを活用した環境配慮啓発」では、身近なエコアクションの実践を呼びかけるため、親しみやすいキャラクターを活用した啓発を展開しています。

最後に、環境総合計画に掲げた目標と、その達成状況につきまして御説明させていただきます。

お配りしています報告書においては、37ページから47ページとなっておりますが、施策展開は四つの基本方法である、「循環」、「健康」、「共生・魅力」、「参加」の分野ごとに、各項目の目標、進捗状況、達成状況について記載しております。目標につきましては、平成22年度の目標である中期目標を基本とし、平成17年度の目標である短期目標があるものについては平成17年度目標を掲載しております。

達成状況につきましては、数値で示すことのできる項目は数値で、数値で示すことのできない項目につきましては、その状況から「達成」、「おおむね達成」、「未達成」などと記載しております。

一部、平成17年度データを掲載していない項目や達成状況が示せていない箇所もありますが、これは、統計のおくれ、あるいは、毎年度データを収集していない項目があるためです。ただ、データが入手され次第、順次つけ加えていきたいと考えております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

最初に御説明いたしましたとおり、環境総合計画の進行管理の一環として、本審議会で御意見を聴取させていただき、それを踏まえ、施策の内容や選択について見直しを図っていくものでございます。御意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

また、本日は時間の制約もありますので、審議会以降でも御意見等ありましたら事務局までお寄せください。環境白書への掲載の関係から、12月1日までに御意見をいただけますと幸いです。

以上で説明を終わらせていただきます。

南会長 どうもありがとうございました。

ただいま、このパワーポイントでの説明に対して、御意見、御質問いただければと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ、内山委員。

内山委員 アスベストの評価のところで、多分、アスベストの判定基準を十分にクリアする値が、1986年の大都市では1リットル当たり10本から1本で、それは、リスクを評価できるほどには大きくないというものを引用していると思いますが、その後、1987年あるいは2000年に、WHOは、アスベストを閾値のない発がん物質として、リスク評価の試算を提示しております。

大阪の現状は1リットルに0.何本だと思いましたが、それが十分低いというのは古いリスクのデータを使っているため、どうかと考えます。

南会長 そうですね、確かにアスベストの評価がある程度変わってきている中で、今の御説明の中の十分という表現はどうかということですね。

内山委員 1986年の10本から1本というのは定性評価ですので、その後の定量評価の試算を考慮した場合、今の状況はそれほど十分に低いとしていいかということですか。

大阪府は、条例でもアスベストの解体のときに測定義務をつけるというような、非常にほかの条例に比べれば先進的な対策をしているわけですので、そこはちょっと表現を少し考えていただいた方がいいと思います。

南会長 今後、事務局として報告書を取りまとめるに当たっては、今の点、内山委員からの御指摘を留意していただきますようお願いいたします。そういうことでよろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

そのほか、特によろしゅうございますか。

ちょっと予定より議事進行が、本日は非常に議題が多くございますので、ちょっとおくれぎみでございますが、特になければ次に移らせていただきたいと存じます。よろしゅうございますか。どうもありがとうございます。

一応、予定した、いわゆる審議事項は終わらせていただいて、この後、事務局の方にマイクを置きます。よろしく申し上げます。

司会（児林補佐） 南会長ありがとうございました。

議事に掲げております、4、その他については、特に予定いたしておりません。

ここで閉会に当たり、環境政策監の矢野からごあいさつ申し上げます
矢野環境政策監 環境政策監の矢野でございます。

本日は大変長時間にわたりまして、熱心に御審議をいただきまして本当にありがとうございました。

また、揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方について御答申をいただきありがとうございます。

いただきました貴重な御意見、御提言につきましては、私どもこれから環境行政に生かしてまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、本日、中間報告をいただきました諮問案件など、これからもさらなる御審議をお願いすることがございます。今後とも御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが閉会のあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

南会長 どうも本日は本当に長時間、朝早くから御審議ありがとうございました。これをもって審議会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

司会（児林補佐） 最後に事務的な連絡をいたしたいと思えます。

次回、第33回環境審議会の開催予定でございますが、来年平成19年3月14日水曜日午後2時から、府庁新別館南館にありますプリムローズ大阪で開催する予定でございます。御案内は後日お送りさせていただきますが、ぜひ予定いただきますようよろしくお願いいたします。

本日予定しておりましたものは以上でございます。

長時間どうもありがとうございました。